

あなたの空き家を有効活用 空き家バンク事業に 物件登録しませんか

町では、空き家の有効活用をとおし、定住人口及び交流人口の増加ならびに地域の活性化を図るため、平成27年9月から空き家バンク事業を実施しています。

昨年11月末現在、空き家の物件登録は17件、利用者登録は57件です。利用希望者に対して登録物件が大幅に不足しており、移住・定住を希望している方たちのニーズに対応できていない状況です。

そこで、皆さんがご持ちの空き家をもう一度有効活用してみませんか。また、空き家を借りたい、買いたいという方の登録も受け付けています。

【空き家とは】個人が居住を目的に町内に建てた建物（固定資産課税台帳に登録されているものに限ります）とその敷地で、住む人がいない、または今後も住む予定がないものを『空き家』としています。ただし、民間事業者による賃貸、分譲等の営利目的で建てられたものや、別荘として利用するものを除きます。

※その他の詳細は、町ホームページをご覧ください。直接ふるさと定住課へご連絡ください。

▼問合せ ふるさと定住課定住促進係 ☎ 026955

空き家の適正管理に ついてのお願い



近年、全国的に適正な管理が行われていない空き家等が防火、衛生、景観等の面で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。適正に管理されていない空き家等について、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空き家の活用等の対応が必要とことから「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成27年5月に全面施行されました。

この法律では「空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適正な管理に努めるものとする」と規定され、所有者等が自らの責任により適切に対応することが明

確化されています。空き家は個人の財産であり、所有する空き家が原因で周辺住民等に危害を与えた場合は、その所有者（相続人を含みます）や占有者等が責任を負うことが法によって定められており、損害賠償などの管理責任を問われることがあります。

安全に安心して暮らせるまちづくりの推進のため、空き家等の適正な管理に努めていただきますようお願いいたします。

※適正に管理されていない所有者不明の空き家に関することでお困りの方は、ご相談ください。

▼問合せ ふるさと定住課定住促進係 ☎ 026955

那須町住宅建設資金利子補給制度について

- 町内で住宅を新築・増改築を行う方にお知らせです。金融機関から住宅の新築または増改築に必要な資金の貸付けを受けた方に対し、利子の一部を補助します。
- ▼貸付限度額 500万円以内
 - ※貸付けを受けている金額のうち利子補給の対象となる限度額
 - ▼利子補給率 年度末貸付残高に対し年利2%以内の割合を乗じて得た額
 - ※平成29年度 0.6%
 - ▼期間 金融機関から貸付けを受けたときから5年以内
 - ▼補助対象者の条件
 - 町内に住所を有する者および町に住所を有しようとする者
 - 町内に自分の住宅を新築または増改築し、金融機関から住宅建設資金の貸付金を50万円以上受けている者
 - 対象となる住宅は、新築で延床面積200㎡（約60坪）以内、増改築は既設面積を含め200㎡以内
 - ※詳しくはお問い合わせください。
 - ▼問合せ ふるさと定住課定住促進係 ☎ 026955

プログラミングデイ in 那須町



2020年小学校プログラミング必修化に向けて、学校・地域が連携して子どもたちの学びの場をつくる取り組みが始まっています。

さまざまなプログラミング教材を体験したり、ワークショップに参加したりすることを通じて、プログラミングによるものづくりを身近にする体験機会を提供します。

▼日時・場所
1月13日(土) 東陽小学校
2月3日(土) 町文化センター

▼対象 教育関係者・町在住の児童生徒・保護者・町在住の方（子ども同伴可）

▼問合せ 学校教育課 ☎ 026922

※最新情報はFacebookページをご確認ください。

